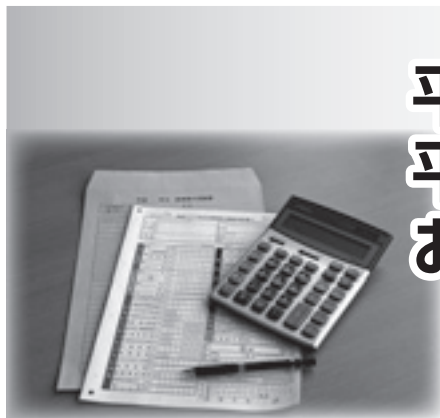


平成25年分所得税の確定申告と 平成26年度住民税申告の お知らせ



☎ 税務課市民税係（市役所 1 階⑫番窓口 ☎23-3331 内線264）
大滝総合支所（☎68-6111）

	受付期間			受付時間	受付場所
	住民税申告	確定申告 (還付申告)	確定申告 (納付申告)		
市役所	1月6日(月) ～ 3月17日(月)	1月16日(木) ～ 3月17日(月)	2月17日(月) ～ 3月17日(月)	午前 8 時45分～11時30分 午後 1 時～ 4 時30分	市役所分庁舎 1号室 大滝総合支所
室蘭税務署		1月6日(月) ～ 3月17日(月)	3月17日(月)	午前 9 時～正午 午後 1 時～ 5 時	室蘭税務署 (室蘭地方 合同庁舎 2 階)

※伊達市役所で申告受付ができるのは平成26年 1 月 1 日現在、伊達市に住民登録がある方です

所得税の確定申告書は市役所でお配りしているほか、国税庁ホームページやe-Taxを利用して作成することができます。
例年1月20日頃から窓口が混雑し始めますので申告はお早めに！



確定申告が必要な方

- 給与収入の他に20万円を超える所得のある方
- 2カ所以上の事業所から給与収入があり年末調整をしていない方
- 公的年金収入が40万円以上の方
- 公的年金収入の他に20万円を超える所得のある方
- 不動産収入がある、または事業を営んでいる方
- 申告をすると所得税が戻る方（住宅ローン控除の追加や年末調整をしていない給与収入のある方などが該当）



住民税申告が必要な方

- 給与収入が公的年金収入のある方で、各種控除を追加する方
 - 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に加入している方
 - 国民年金保険料免除申請をする方
 - その他手続きや申請に申告が必要な方
- ※保険料（税）の算定や各種申請をする方で、収入のなかった方や遺族年金・障害年金のみの方など、住民税がかからない方でも住民税申告は必要です
- ※所得税の確定申告をした方は住民税申告を行ったものとみなされるので、改めて住民税の申告は必要ありません



【国民健康保険加入者の方へ】

収入がなくても申告を！

世帯の総所得が一定額以下るとき、国民健康保険税が軽減されます。
平成25年中の収入がない方や、非課税収入（遺族年金、障害年金など）だけの方は、住民税の申告をしていないと国民健康保険税の軽減ができません。
事前にご相談の上、印鑑をお持ちになり窓口までお越しください。

☎ 保険医療課国民健康保険係
(市役所 1 階④番窓口)

☎ 23-3333 内線281、284、286

平成26年度
個人住民税均等割の引き上げ

東日本大震災に伴う復旧・復興のための臨時的な税制上の措置として、平成26年度から平成35年度までの間、均等割の税率が改正され、住民税が年額1,000円引き上げられます。



医療費控除額

前年中に、自分または生計を同じくする親族の医療費を支払ったとき、その支払った医療費の合計額から高額療養費などで補てんされた金額を差し引いた金額が、10万円か総所得金額等の5%のどちらか低い額を超えた額が「医療費控除額」です。
※「医療費控除」は所得控除の一つで、医療費そのものを返金するものではありません



税務署で受ける確定申告

左記の申告は税務署で申告してください。

- 青色申告
 - 土地、建物、株の譲渡をした
 - 先物取引や山林の所得がある
 - 相続税、贈与税の申告
- ☎ 室蘭税務署
(0143-22-4151)



申告の際に持参するもの

共通

- 収入がわかるもの（源泉徴収票の原本、コピー不可）
- 印鑑

各種所得控除

社会保険料控除

健康保険・任意継続・国民年金・

介護保険などの領収書や証明書

生命保険料控除、地震保険料控除

生命保険料控除証明書、地震保険

料控除証明書

障害者控除

障害者手帳など（コピー可）

配偶者特別控除

配偶者の収入がわかるもの

医療費控除

病院・薬局の「領収書」（記載例を参照の上、受診者別、病院・薬局ごとにまとめてください）、医療

費の「明細書」、介護保険施設などが発行する医療費控除対象分の

「利用料領収証」

還付申告

申告者名義の預貯金口座がわかるもの

※窓口での明細書作成（領収書の集計や記入など）は時間がかかり混雑の原因になります。事前に作成してお持ちください

※医療費の明細書は、市の窓口や国税庁ホームページ「確定申告等情報」コーナーにもあります

<記載例>

平成25年分 医療費の明細書					
この明細書は、申告書と一緒に提出してください。			住所 伊達市〇〇町△△番地 氏名 市税太郎		
医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
市税太郎	本人	△△医院	かぜ	12,000 円	円
//	//	〇〇薬局	かぜ薬	3,000	
市税花子	妻	□□病院	骨折入院	120,000	40,000
市税次郎	子	××クリニック	おたふくかぜ	15,000	
//	//	◎◎調剤薬局	おたふくかぜ薬	2,000	
市税梅子	//	◇◇歯科	むし歯	35,000	
合計				A 187,000	B 40,000

※この下にも記入項目はありますが、市役所で医療費チェックを受ける方は、これ以降の記入は不要です
※記入した列ごと（例えば、△△医院12,000円）に医療費の領収書を束ね、束ねたものごとに小計を鉛筆で記入し、所定の封筒に入れて提出してください